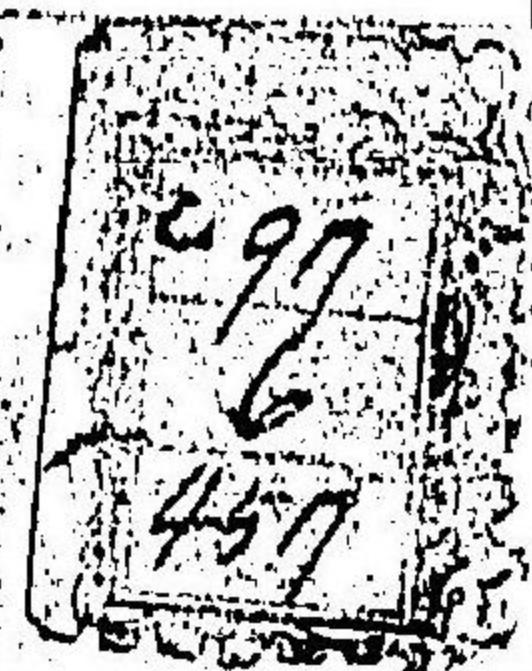


2P-27

特54  
461



憲法提要

031510-000-8

特54-461

憲法提要

山中 兵吉／著

M22

BBE-0109



№14961

## 憲法提要

忍三居士戲著

九之政体即ち國の政府が其政と施を所の主義とは種々ありて國々其趣を異にすれども先づ之を大きく區別するときは民主政体とて人民より選舉したる大統領が首らとなりて支配するのと君主政体とて一人の皇帝ありて其皇帝が絶ての大權を握り萬民を統御し玉くものとの二つあり亞米利加合衆國や佛蘭西のこととは民主政体に君主政体なり尤も此君主政体にも二様の區別ありて第一は君主專制とて何事も皇帝の獨斷と出るもの第二は立憲君主制とて皇帝其上に在りて實は最高無上の地位と占むるものなれども憲法なるものありて其權力を抑へ人民の自由を保護せるの政体是れなり英吉利、日耳曼、伊太利、白耳義、萄萄牙等の諸國は皆な立憲君主制にて此政体は現今世人の認めて最も善美なりと稱せるものなり我大東

日本國は皇祖神武帝以來殆んど二千六百年の久しき皇統連綿列聖相承け我々人民を撫育し玉々を以て億兆の民咸な其恩澤に浴し鼓腹擊壤の樂を享くることを得たり是を以て我國古來の政体は所謂君主專制なれども他の君主專制國と違ひ代々の天子皆な厥明よ在しまゝ深く人民を愛し給ひ人民も亦君に忠を竭し其徳に感そること厚きを以て昇平無事此長歲月間人民其生を聊し天與の幸福を完ふることを得たりしなり今又歎聖文武なる今上皇帝 陛下廣く宇内の大勢を觀人智進歩の程度を察し給ひ彼の最も善美と稱する立憲君主制就中英吉利。日耳曼の制度を參照して大に此國是を定め人民の自由を保護し其幸福を増進し玉々洵とに萬古不易の偉業千歳未曾有の盛事と謂はざるべからず我臣民たるもの乍てか聖恩の優渥なるに感し陛下の萬歳と臣民の幸福とを祝せさらんや然れども人民にして立憲君主制の何者たるを知らず憲法の如何をも解せざる時は金科玉條も爲めに瓦石と擇はざるゝ至るべし是れ余輩が淺き學問と拙き文章とを頗みず嗚呼が間敷も憲法提要と題して其意義と明ふぞ

ることを務むる所以になん

## 第一章 憲法

憲法とは國家の組織國家元首の權利義務并びに國民が國家と對する權利義務を規定したもの早く言へば上と下との分限を明かにしたるものをしてより故に憲法の法律中よても其最も貴重地位を占むる者にて實に國家の根本基礎を定むる者なり依て又之れを建國法ともいふ是れ猶は家を建つるに基礎が必要なると同一にて國も亦譬へて言へば家と少しも異なる所なればなり尤も憲法にも種々の種類ありて國約憲法とて人民と政府との約束より成りたるものあり又欽定憲法とて天皇陛下の躬ら擇擇せらるゝものもあり我國の憲法ハ欽定憲法にて即ち皇帝陛下自ら擇擇し玉々所なり

## 第一章 國家

前にも言ふことく國は猶を家のことを以て家に主人あるがことく國にも亦主人あり且一個人の家族のことく其手となり足となりて働くものもあり其働きありて國を

治むるなり尤も國の主人は通常一家の主人との違ひ無上の地位と權力あるものにて皇帝陛下即ち是れなり又其手となり足となりて働くものゝ即ち政府にて政府の行政權とて政を行ふ權利と司法權とて國の法律を施す權利とを以て働くものなり故に之れを譬ふれば行政權と司法權とは恰かも鳥の翼のことし此二つの權利の働きが圓く行はるゝときは國も亦圓く治まるなり故に此二つの權利の調和を計りて互ひに軋轢の生せぬやうにするは國を治むるに於て極めて肝要の事にぞある

### 第三章 元首

元首とは國の主人にして即ち皇帝陛下の事をいふなり故に皇帝陛下は最高無上の地位に立ちて萬民と統御するの大權を掌握し給ふものあり而して其掌握し給ふ所の大權を主權といひ又最高權と稱するなり皇帝の位は男統より男統に傳へ若し嗣子在しまさるときは最も近親の皇族之れにて位に即かせらるゝを本然とぞ皇帝陛下は一天萬衆の高きに位し統御の大權を掌握し玉ふと雖も憲法に遵ひ人民の自由を保護

し玉ふ事其御本分なりとす

### 第四章 政府

政府とは即ち一國の政を司る所にして皇帝陛下の手となり足となり行政、司法の二權力を以て運動する機關なり尤も政府といふことは廣き意味に使ふことあり又狭き意味にも用ゆることあり故に政府の一部又は一大臣に付ても政府の名を下すべきものあり要するふ其廣きと狭きとは事に就き物に觸れて定むべきのみ

### 第五章 人民

人民は憲法の定むる所に従ひ參政權とて國の政に與り事を議し以て其宜しきを定むるの權利を有するものにして憲法も頒布せられ國會の開設せらるゝ時々至れば國會議員となりて議場に出て國事を討議決定することを得るなり其國會議員を擇ぶの權利を擇舉權といひ國會議員に擇ばるゝ權利を被擇舉權とはいふなり尤も國會には上院と下院との區別ありて上院の議員は天皇陛下が貴族等より勅選せらるゝものな

れば通常人民は只下院議員たることを得るのみとそ又人民は只參政の權利あるのみならぞ憲法に依り國民平等の權利、人身自由の權利、言論集會出版の自由權、宗教信仰の自由權、家宅を侵されざるの權利、正當の事故及び相當の賃金を得されば所有權を剝奪せられざるの權利等を有するものなりと信す

## 第六章 立法

立法とは法律を作ることを謂ふものにて法律を作ることは國家と云ふ無形人の意思を表示するものなり然れども國家は無形のものなれば之に代りて意思を表示するものは有形の人ならざる可からず君主專制國にては君主一人立法權を掌握し君主一人の意思は即ち國家の意思なりと雖も立憲君主國にては君主より撰任せられたる議員と人民より撰舉せられたる代議士とが之に參加せるものにて此代議士と議員とは互に相助け相戒めて完全なる國家の意思即ち法律を決定し天皇陛下の裁可を経て確定するものなり其天皇陛下より撰任せられたる議員の集る所之と元老院(上院)と云ひ人

## 民より撰舉せられたる代議士の集る所之を衆議院(下院)と云ふ

### 第七章 行政

行政とは國家の行為にして即ち國家の意思よ從ひ運動するものなり例之は國家の意思即ち立法權にて一の法律を作るときは行政權は之を實地に行施すべきものなり然れども吾人有形人よ於ても意外の事柄を生することあるか如く國家よ於ても國家の意思即ち立法權に於て思ひ及さる所に事項の生することあり即ち法律に規定なき事項を生そることあるものなれば此時に於ては行政權に於て臨機の處分を爲さる可からず故に行政を區別そるときは行法即ち法律を實地に施行ると行政即ち法律以外の出來事を處置そるの二種ありとす而して此行政權は天皇陛下の掌握し玉ふ所にして 天皇陛下は宰相即ち大臣を撰任し之れに行政權を委任し玉ふものなれば行政上の責任は大臣に在りとす大臣は數人ありて各其専門の事務を分任し總理大臣之を統一と大臣の失政は内閣聯帶其責に任すべしものと當局大臣のみ其責よ任すべし

ものとあり

## 第八章 司法

司法とは國家の意思を强行するものにて、怡も一個人の腕力と云ふべきものなり。即ち國家の意思に由りて法律を制定し之を施行せんとするに方り其法律即ち意思に従はざるものあるとき之を其體に捨て置くときは國家の意思も實地に行はれず唯妄想となり國家は破壊し人民は幸福を失ひ弱者は強者の肉となるに至るものなれば國家の意思即ち法律を遵守せざるものあるときは果して法律と背くものなるや否やを審明して違法者と對し國家の強力を以て法律を施行するものなり其司法の權力は天皇陛下の掌握し玉ふ所にして 天皇陛下は判官を撰任して其權力を委任し玉ふものなれば判官は行政官の箝制を受けを獨立不羈以て國家の意思を强行するものなり然れども判官は立法權に服從せざるべからず假令法律が不當なりとせるも自己の意思を以て法律に反したる判決を爲を能ひざるものとぞ

版權登録

明治二十二年二月一日印刷

(定價金五錢)

同年同月二日出版

著者兼發行者

兵庫縣平民

山 中 兵 吉

麹町區麹町二丁目  
二番地



東京府平民

吉 村 多 吉

京橋區八官町十九  
番地

印 刷 者

